

令和2年第8回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 令和2年11月30日(月)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和2年11月30日(月) 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 令和2年11月30日(月) 午前9時57分

◎ 出席議員

1番	成澤五郎	7番	笠松悦子
2番	山田顕人	8番	木村一
4番	五十嵐捷爾	9番	谷口康之
5番	吉田峰一	10番	伊藤政博
6番	松井盛泰		

- ◎ 会議録署名議員 1番 成澤五郎 7番 笠松悦子

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副町	長	大野樹
総務課	長	西野俊一
生活福祉課	長	鳴海英人
保健センター	長	(鳴海英人)
地域包括支援センター	長	(鳴海英人)
税務会計課	長	佐藤辰治
産業振興課	長	三原知明
政策調整課	長	長谷川将之
建設水道課	長	佐藤和人
教育	長	本間茂裕
学校教育課	長	帰山亮一
社会教育課	長	松本泰行
スポーツセンター	長	(松本泰行)
知内高等学校事務	長	南和敏
学校給食センター	長	(帰山亮一)
代表監査委員		西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	森永茂
議事係	長	東出朋也

令和2年第8回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

令和2年11月30日(月)午前9時30分開議

日程	議件番号	議件名
第1		会議録署名議員の指名 1番、成澤五郎君、7番、笠松悦子君
第2		会期の決定について
第3		議長の諸報告
第4	議案第1号	知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
第5	議案第2号	令和2年度知内町一般会計補正予算(第9号)について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議長(伊藤政博)

おはようございます。

令和2年第8回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員は、9人です。

定足数に達していますので、令和2年第8回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長(伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、成澤五郎君及び7番、笠松悦子君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『議長の諸報告』を行います。

令和2年第7回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

只今、町長から今臨時会上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、令和2年第8回知内町議会臨時会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

今議会上程させていただいておりますのは、議案2件であります。

議案第1号、知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、本年10月7日の人事院勧告で国家公務員の期末手当を0.05月引き下げる内容であり、国と同様に当町職員についても12月支給分から引き下げるものであります。

議案第2号、令和2年度知内町一般会計補正予算（第9号）については、歳入歳出それぞれ2,732万5千円を追加し、総額を52億4,346万1千円とするものであります。補正の主な内容は、知内町診療所用機器購入及び保守業務委託料として約2,400万円を追加し、また、健康保養センター「こもれば温泉」の休業に伴う補償料として300万円を補正追加するものであります。

議案の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

● 議案第1号 知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第1号、『知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案第1号、知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

知内町職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

次のページでございます。知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で、本条例は第1条と第2条の構成になっておりまして、説明につきましては予算説明資料の見出しナンバー1の1ページをお開き願いたいと思います。

今回の条例の概要でございますけども、1の改正の理由としまして、町長がおっしゃったとおり、本年の10月7日の人事院勧告の内容について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により民間事業所の特別給の支給割合が下がっておりまして、民間との均衡を図るため、特別給の支給月数を0.05月引き下げる勧告となっております、これに基づきまして今年度の給与改定をこの勧告に基づいて行うものであります。

改正の内容であります。期末手当の改正で支給の月数を0.05月引き下げて、現行の年間4.5月から4.45月に改定します。改正による引き下げは、国と同様に12月期からするものでありまして、表の中で現行、合計で6月と12月合わせて今、4.5月合計となっております。それが令和2年度の改正で12月の期末手当1.3を1.25としまして、合計で年間4.45月。第2条の改正によりまして、令和3年度からこの0.05月を6月12月に分けてそれぞれ期末手当を1.275としまして、年間トータルでは同じく4.45月とするものでございます。

2ページ、3ページに新旧対照表を載せております。

議案に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行しまして、第2条につきましては令和3年4月1日から施行するものでございます。以上、説明を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 令和2年度知内町一般会計補正予算（第9号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第2号、『令和2年度知内町一般会計補正予算（第9号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案第2号、令和2年度知内町一般会計補正予算（第9号）について。

令和2年度知内町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,732万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,346万1千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条の債務負担行為の補正でございます。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によります。

歳出の方からご説明致しますので、5ページの方をお開き願いたいと思います。4款衛生費、1項保健衛生費、4目診療所費に2,402万5千円を追加し、4,576万4千円とするものであります。これは10節需用費から17節備品購入費まで、知内町診療所再開に伴う修繕費や機器購入費を補正するものでございます。なお、財源内訳は全て一般財源となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象になるものもあることから、これまでの執行残や今後交付予定の第3次交付金、更には特別交付税の交付も受けられるか今、北海道の方に照会していますので、これらが決まりましたら、今後、財源予算の組み換えを行っていくこととしております。

続きまして、6ページです。7款1項商工費、6目健康保養センター管理費に330万円を追加し、1,741万7千円とするものであります。これは11節役務費で、レジオネラ属菌等水質検査料として30万円を追加。21節補償補填及び賠償金で、この度のこもれび温泉休業に伴う補償金として300万円を追加するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

4ページです。10款1項1目地方交付税に2,732万5千円を追加し、18億5万8千円とするものであります。これは、只今、ご説明しました歳出に対応して追加補正するものでございます。

続きまして、3ページでございます。第2表債務負担行為補正で、追加でございます。知内町診療所用機器使用料、期間につきましては令和3年度から令和7年度まで、限度額は5,232万7千円となっております。この後、担当課長の方から内容につきましてご説明致します。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

それでは、歳出5ページをお開きください。衛生費、保健衛生費、診療所費の説明をさせていただきます。まず、需用費でございますが、これにつきましては現在、診療所のトイレ、これがですね、様式トイレの便座を取り替えて洗浄機能付き便座に入れ替えをするという修繕費でございます。

それから、説明資料見出しナンバー2、生活福祉課の知内診療所新規導入及び更新機器一覧表をご覧ください。大きいもの、この中で上からそれぞれの器械がどういった機能を持

つかという説明を右に記載してございます。まず、先に備品購入費1,796万3千円でございますが、これ上からですね、吸引・干渉電流型低周波治療器、それからポイント刺激低周波治療器、ID-Link、PACS・診療情報統合ビューア、その次の画像読み取り装置、ここまでの5つが備品購入費として購入するものでございます。金額合わせまして1,796万3千円となります。

それから、使用料及び賃借料392万4千円を計上しております。これは下の5つ、CT撮影装置から医事・電子カルテシステムのデータ移行までの部分、これにつきましては月々のリース料ということで、これは392万4千円、4か月分を計上してございます。

それから、12の委託料でございますが、順番前後して申し訳ございません。委託料でございますが、これにつきましてはそれぞれの機器のですね、毎月の保守料を積み上げた数字となっております。194万円の追加でございます。説明は以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

健康保養センター「こもれば温泉」の関連予算についてご説明致します。詳細につきましては、説明資料見出し3の産業振興課の1ページに記載のとおりですが、水質検査費用として30万円。また、江差福祉会に対しての休業により、損失した売上補償としまして300万円の予算補正でございますが、今回、健康保養センター「こもれば温泉」におきまして、レジオネラ菌が検出されたことに伴い、その対策を講じるために9月2日から10月30日までの59日間に渡って長期休業をするに至りましたことについて、ご利用いただいている皆様、また管理運営をお願いしています江差福祉会には大変なご不便とご負担をお掛けすることになりましたこととお詫び致します。この休業期間中に全ての配管の消毒、洗浄作業を実施しまして、菌の不検出を確認しました他、レジオネラ菌が源泉ポンプからも検出されたことから、今後の温泉水の管理に当たっては塩素を使用した消毒を行うこととしておりまして、そのために必要となる塩素注入器も合わせて今回整備しております。また、衛生管理としまして、レジオネラ菌の検出試験回数をこれまでの3倍に増やして安全管理を徹底して参りますので、引き続き安心してご利用していただきたいと考えております。以上で健康保養センター関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出及び債務負担行為一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

ちょっと参考のためにお伺いしたいんですけども、鳴海課長の方から説明受けたんですけども、5ページの部分でですね、説明資料見ますと、今までの先生のいた時の器械とか、それから、今、これからほとんど、今、新しく新規のものが出てくるんですけども、その辺のあれって、前の時はどの器械が残って、どの器械とかが全部入れ替えるんだよということがわかったらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。参考資料、説明資料の見出しナンバー2番、知内診療所新規導入及び更新機器一覧表の中でですね、更新というふうに書かれたもの、吸引・干渉電流型低周波治療器、これがですね、町で準備して、もう12年以上経過したということで、今回、更新ということになっております。それと後ですね、一般撮影機器、下から3つ目でございます。これレントゲンです。レントゲンの器械、今までも山内先生のところで使っていたんですが、実は平成12年の診療所建築当時からの一般撮影装置でございまして、これまだ使用はできるんですが、ただ故障になった場合、もう部品が無いということもございまして。また、今回、CTを導入することによって、X線装置が複数台になるということで、1つの部屋にCT装置と一般撮影装置2つを入れて1つの部屋で使うということにもなるので、これはコンパクトな撮影装置に入れ替えます。また、今まで山内先生が使っていた器械につきましては、山内先生の方で依頼した業者さんが引き取っていったもの、そういった機器が相当ございまして元々町でも持っているものを現在更新するのと、あと無かったものを新規で導入するというスタイルになっております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

そうしますと、山内先生の診療科目と今の、今回の内科が中心ということになりますと、全然こういう入れ替える器械というのも内容がかなり違ってくるのかなと思うんですけども、この部分でですね、一番やっぱりうちの町としても先ほど債務負担5千万あるんですけども、その辺について町としてもこれから器械の管理という言い方、買うのとかリースとかあるんですけども、その辺についてのこれから町ではどのような管理、貸し付けてしまうからあれですけども、その辺についての亀田病院さんとの話し合いでどういう形で持っていくのかなと思うんですけども、あるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。まず一括購入のものにつきましては、町の方で今回支出するということで町の所有になります。また、毎月のリース料で支払うもの、下の方の5点になりますけども、これにつきましても機器の購入費としては町が負担します。それで今後の保守料、毎月今回ですね、保守料として12節の委託料で194万円、これ4か月分でございます。これが毎月発生する、これ4分の1の額が毎月発生してきますけども、これにつきましては亀田病院さん側との話し合いが、負担については町と協議して今後決めるということ、以前、山内先生とは3年間は町で支払います、それ以降は山内医師の方でお願いしますという協定を結んでおりました。今回もですね、概ねそのぐらいの時期をもって亀田病院の方に負担していただくというような事前の協議は整えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

2番、山田君。

◎ 2 番 (山田顕人)

こもれば温泉の関係でちょっとご質問致します。10月31日からね、営業再開したということで本当に安堵しているところではございますけども、今後のレジオネラ菌の、こもれば温泉の今後の衛生管理方法についてということで、全協の資料の方に載っているんですけども、対策仕様書を構築したということで書いておりますけども、その対策仕様書、大腸菌やその他の菌にも対応しているのか、していないのか、その辺をお知らせ願います。それともう一つ、配管浴槽の消毒洗浄に掛かった費用が今、220万掛かっているということで、9月の定例会の時に300万円を修繕費として計上しているんですけども、その辺の差異がどういうふうになっているのか、お知らせ願います。

◎ 議長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (三原知明)

ご説明致します。今後のレジオネラ菌の発生防止対策として、福社会の方と仕様書という形で取り交わしております、この仕様書はレジオネラ菌の対策が中心ですけども、法令で定められている大腸菌についても記載して同様の対応をする。そういった中身になっております。それと2点目ですけども、2点目は経費の部分でしたか。300万円の予算補正させていただきましたけども、今回、施工、消毒、洗浄にかかる施工に関しては220万円使用しております。その他、薬剤の関係だとかそういったものについては既存予算の中でまた別途対応しております。

◎ 議長 (伊藤政博)

2番、山田君。

◎ 2 番 (山田顕人)

仕様書の方はですね、大腸菌の方にも対応できるということで解釈してよろしいんですね。ありがとうございます。経費の方はですね、80万円の差異があるということで、別途に使用したものが80万円あるということで解釈してよろしいのでしょうか。

◎ 議長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

1番、成澤君。

◎ 1 番 (成澤五郎)

こもればの件でご質問致します。休業した補償の支払いを今回される訳ですけども、収入として食堂の面と入湯料の面、2面があると思いますが、その入湯料で1日約3万1千円程の通常であれば収入があったと。これの今、65歳以上の入湯料150円と350円の大きく分けると2種類あると思うんですが、この大まかな比率をもし把握していたらお知らせいただきたいと思います。

◎ 議長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (三原知明)

ご説明致します。補償料の根拠として入浴料の平均値を用いております、この平均しますと、まず全体で145名です、1日当たり。その内、65歳以上若しくは障がいをお持ちの方の150円の部分は43名、一般の大人の方が72名、あとその他、子どもの方とか優

待券の方などいらっしやいます。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

水質検査の部分で、先ほど課長の説明でわかるんですけども、場所ですよ。何箇所でもうやってきちっとした、そういう細かいデータがちよっと無いものですから、その辺についてもう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。水質検査につきましては従前は10箇所、各浴槽ですとか、あと設備内のレシーバタンクという改修槽ですとか、そういった箇所で行っていましたが、今後につきましては箇所を拡充しまして13箇所です試験を行います。その拡充した箇所は外にあります源泉タンクですとか、源泉のポンプそういったものも対象に含めて充実を図っていきたいと考えています。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

先ほど課長の説明で源泉の場合、塩素の量を濃くするとかって聞いていたんですけども、その辺について一般の利用する入浴者の方に対する皮膚に対する影響というかそういうものは全然影響ないんですかね。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。塩素につきましては、濃くするというよりはこれまで塩素注入しておりませんでしたので、今後の運営として新たに塩素を入れて消毒管理をしていくという形で考えておまして、その濃度については国のガイドラインの方で1ℓ当たりですね、1mlという法の定めがございます。その上限値の中できちっと収まるように管理しております。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

失礼。

8番、木村君。

◎ 8番（木村 一）

今、こもれば温泉についてちょっと。こもれば温泉運営してから、かれこれもう平成8年からだからかなりの年数経っておりますけど、その間、一度もこういうレジオネラ菌とか今まで現状ではそういうことは無かったはずなんですけど、何故急に今回に限ってこういうのが出たのか、その辺要因がわかりますか。わかりましたらご説明お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。平成8年に開業してですね、レジオネラ菌というのが一般的に広く知れ渡って注意喚起がなされ始めたのが平成22年、23年付近だと考えておりますけども、それ以降で検出されたこともございます。ございますが、きちっと浴槽などの塩素消毒することによって、これまではゼロに抑えてこれたと。今回、初めて源泉ポンプの調査も行って、源泉からも検出されたということにつきましては、元々レジオネラというのは自然界にいる自然由来の菌でありますので、源泉を汲み上げる地下1キロから汲み上げておりますけども、その過程の中でどこかで雨水が一部入るなどしている可能性について考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて会議を閉じます。

令和2年第8回知内町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労様でした。

（ 閉会 午前9時57分 ）